

神奈川県最低賃金が 改定されました！

平成25年10月20日から

868円 / 1時間

※19円引き上げ(改正前849円)

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。(学生アルバイトも適用されます)

※ただし、都道府県労働局長の許可を受けたもので、身体障害などの一定の条件に該当する場合には最低賃金の適用除外者となります。

[特定(産業別)最低賃金] 平成25年3月1日改定(一部改正審議中)

産業	最低賃金額
塗料製造業	877円
鉄鋼業	864円(※)
非鉄金属・同合金圧延業及び電線・ケーブル製造業	849円(※)
一般機械器具製造業(ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業)	857円(※)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	854円(※)
輸送用機械器具製造業	855円(※)
自動車小売業	849円(※)

※部分の業種について平成25年10月20日以降、改定されるまでの間は、神奈川県最低賃金の868円が適用されることになります。

※平成25年9月20日現在の情報です。法改正等により変更される場合がございますのでご了承下さい。